

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律
第 34 号）の公布による。

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和35年立川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前											
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、一般職の職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>		<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、一般職の職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>											
別表第2（第10条関係）		別表第2（第10条関係）											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>……略……</td> <td>……略……</td> </tr> <tr> <td> <p>(子どもの看護休暇)</p> <p><u>12歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日（ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。）までの間</u>にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又</p> </td> <td> <p>1の年において5日（養育する子が複数の場合にあつては、10日とする。再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める日数）の範囲内の期間</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事由	期間等	……略……	……略……	<p>(子どもの看護休暇)</p> <p><u>12歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日（ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。）までの間</u>にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又</p>	<p>1の年において5日（養育する子が複数の場合にあつては、10日とする。再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める日数）の範囲内の期間</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>……略……</td> <td>……略……</td> </tr> <tr> <td> <p>(子どもの看護休暇)</p> <p><u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）のため又は予防接種若しくは健康診断（小学校就学の始期に達するまでの子に限る。）を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合</u></p> </td> <td> <p>1の年において5日（養育する子が複数の場合にあつては、10日とする。再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める日数）の範囲内の期間</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事由	期間等	……略……	……略……	<p>(子どもの看護休暇)</p> <p><u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）のため又は予防接種若しくは健康診断（小学校就学の始期に達するまでの子に限る。）を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合</u></p>	<p>1の年において5日（養育する子が複数の場合にあつては、10日とする。再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める日数）の範囲内の期間</p>
事由	期間等												
……略……	……略……												
<p>(子どもの看護休暇)</p> <p><u>12歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日（ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。）までの間</u>にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又</p>	<p>1の年において5日（養育する子が複数の場合にあつては、10日とする。再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める日数）の範囲内の期間</p>												
事由	期間等												
……略……	……略……												
<p>(子どもの看護休暇)</p> <p><u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）のため又は予防接種若しくは健康診断（小学校就学の始期に達するまでの子に限る。）を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合</u></p>	<p>1の年において5日（養育する子が複数の場合にあつては、10日とする。再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める日数）の範囲内の期間</p>												

<p>は疾病にかかった当該子の世話を 行うことをいう。)のため又は は予防接種若しくは健康診断 (小学校就学の始期に達するま での子に限る。)を受けさせる ため勤務しないことが相当であ ると認められる場合</p>			
<p>……略……</p>	<p>……略……</p>	<p>……略……</p>	<p>……略……</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

